

事務局長

おはようございます。委員並びに推進委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の総会は、令和3年度最初の総会ということになります。本年度もどうぞよろしく願いいたします。

令和3年度定期人事異動によりまして、各分室の担当者が代わっておりますので、新たに担当となった職員をここでご紹介させていただきたいと思っております。

お手元に配付しております令和2年度業務報告、令和3年度事業計画書（案）、令和3年度予算という資料の最終ページのところをお開きいただきたいと思います。11ページになりますけれども、こちらに令和3年度の大仙市農業委員会事務局分室体制という名簿を資料として入れておりますので、こういう1枚、別冊になった資料でございます。よろしいでしょうか。

事務局のほうでは異動ございませんでしたので、初めに大曲分室の藤本若樹主事でございます。

主 事

藤本です。よろしくお願いいたします。

事務局長

太田公民館のほうから異動になりました。

次に、中仙分室の藤原善文参事です。本日は総会には出ておりませんが、中仙支所農林建設課内部の異動になりまして担当になっております。

次に、協和分室の加藤和代副主幹です。協和支所農林建設課内の異動により担当になっております。

次に、南外分室の佐藤茂暁主幹です。

主 幹

佐藤です。よろしくお願いいたします。

事務局長

南外支所農林建設課内の異動により担当になりました。

次に、仙北分室の伊藤久子主任です。

主 任

伊藤です。よろしくお願いいたします。

事務局長

3月31日太田分室で定年退職されまして、再任用ということで仙北分室の担当というふうになりました。

次に、太田分室の斎藤有紀子主幹です。太田支所農林建設課内の異動により担当になっております。

本日、総会議に出席していない職員もおりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第11回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

事務局長

会長からご挨拶をいただきます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は24名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、初めに、私から前回、3月10日総会から本日までの主な業務報告を申

上げます。お手元に配付しております第11回総会までの業務報告書をご覧願います。

初めに、3月10日ですが、第9回農業委員会総会を委員23名、推進委員6名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

同じく10日ですが、総会開催前に広報専門委員会を神岡農村環境改善センターで開催し、農業委員会だより第20号の最終構成についてご協議いただいております。

また、3月30日には、第10回農業委員会総会を委員21名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公社案件や令和3年度定期人事異動に関する人事案件につきましてご協議いただいております。

次に4月5日ですが、令和3年度第1回農業委員会役員会を神岡庁舎1階会議室において開催しております。本日の総会にお諮りする案件についてご協議いただいております。

その他の業務につきましては、配付しております資料のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上で主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。

議長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、1番、菅原廣太郎委員、2番、玉井慎太郎委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年4月9日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長

事務局の説明を求めます。

参与

1ページ1番をご覧ください。

農地の所在は、内小友〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇平方メートルほか田16筆、畑7筆、合計田16筆、畑8筆、面積〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。有償で所有権移転するものです。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇67歳。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇さん、34歳です。

売買価格は、総額〇〇〇円で、10アールあたりに割り返しますと約〇〇〇〇円となります。

申請理由につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、以前より〇〇さんが申請農地を営農していたものが、今般、〇〇さんが農地を買い受けたい旨を〇〇さんに相談し、〇〇さんがこれに応じたものです。

4ページの6番です。

議 長

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
(なしの声)

議 長

質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和3年4月9日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

議案第2号の案件1番を議題とします。
本案件は、〇〇番、〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、
〇委員の退席を求めます。
(〇委員 退席)

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

13ページ、1番を説明いたします。

位置図及び配置図は資料1ページ及び2ページです。

転用する農地は、大仙市太田町斉内〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、1筆でございます。

農機具格納庫及び附帯施設の建設のための転用で、賃貸借による設定です。

貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

転用理由は、申請地は、借受け法人の既存事務所に隣接しており、利便性や作業効率が良いことから、農機具格納庫及び附帯施設の新設を計画したものです。

農地転用の許可基準における立地基準につきまして、申請農地は農用地区域内に区分されていますが、農地法施行令第33条第4号、土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当されることから、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきまして、添付書類等を勘案した結果、農地法第5条第2項第3号及び第4号に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。案件1番についてお願いします。

長澤委員	3番、長澤です。 確認したときはまだ雪がありましたけれども、先般、いつも通っているところでありまして、図面にあるとおり、法人の事務所のすぐ向かいにあります道路に面した土地で、事務局の説明で何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	ありがとうございます。
事務局長	現地調査、大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
議 長	質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	ないようですので、これより採決いたします。 議案第2号、案件1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第2号、案件1番の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。 〇〇番、〇委員の入場を求めます。 (〇委員 入場)
議 長	次に、議案第2号、案件2番から8番までを議題とします。 事務局の説明を求めます。
参 . 与	

13ページ、2番をご覧ください。
位置図、平面図につきましては、資料3、4ページになります。
転用する農地は、幸町〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートルほか田、2筆、合計、田3筆、面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。譲受けの会社は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
売買価格については、1平方メートル当たりでは〇〇円、総額〇〇〇〇〇〇〇円となっています。
申請理由につきましては、申請地は、大曲地域の市街地にあり、住環境に優れていることから、分譲住宅地として9区画を造成の上、販売するものです。
この宅地造成の案件の許可申請につきましては、一般基準による判断となります。
申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められており、例外的に許可することが認められています。
また、添付書類等につきましても、農地法第5条に規定する要件を満たしており、許可相当と判断いたしました。

次に、3番をご説明いたします。
位置図及び配置図につきましては、資料の5ページ及び6ページとなっております。
転用する農地は、大仙市神宮寺〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇平方メートル、1筆です。

位置図及び配置図は、資料13ページ及び14ページです。

転用する農地は、大仙市太田町斉内○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートルほか田、1筆、合計面積○○○○○平方メートルです。

砂利採取による表土置場のための一時転用で、使用貸借権を設定します。

貸付人は、○○○○○○○○○○さん。借受人○○○○○○○○○○です。

転用理由は、砂利採取事業の表土置場として使用するために一時転用するもので、設定期間は許可日から1年間、使用貸借になります。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用区域内の農地ですが、一時的な利用でその利用目的を達成するために当該農地が必要であると認められ、農用振興地域整備計画の達成に支障がないものと認められるときには許可することができることから、事業目的や設置場所を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等により、農地法第5条第2項に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。案件2番についてお願いします。</p>
三浦委員	<p>5番の三浦功です。</p> <p>先月の24日に、担当の職員の方と現地調査に行ってまいりました。</p> <p>申請地は、資料の3ページを見ていただくと分かるように、国道13号線バイパスと大曲駅東口の間にありますから、住宅地の中の用途地域の画でございます。先ほど事務局のほうから説明があったとおりで、何ら問題ないものと確認してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>案件3番についてお願いします。</p>
齊藤委員	<p>9番、齊藤です。</p> <p>事務局と現地確認いたしましたが、事務局の説明のとおり、何ら問題ないものと思われれます。</p> <p>よって、補足はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>案件4番についてお願いします。</p>
田村委員	<p>14番、田村です。</p> <p>先般、推進委員の鈴木清敏さん、それから、先ほど説明をいただいた事務局の藤川さん3名で現地確認をいたしました。事務局の説明に付け足すことはございませんので、どうぞよろしくご審議申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>案件5番についてお願いします。</p>
伊藤委員	<p>10番、伊藤です。</p> <p>先月、事務局と一緒に現地調査いたしました。事務局の説明のとおり、何ら問題ありません。ご審議申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>案件6番についてお願いします。</p>

長澤委員

3番、長澤です。

事務局の説明どおりで、要するに角館六郷線、通称、角六線沿いにありまして、排水等も整備されておりますし、何ら問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

ありがとうございます。

案件7番と8番についてお願いします。

泉委員

11番、泉です。

これ、当初申請がありました当時、雪があつて現地はなかなか見られなかったもので、雪が解けてから私、現地を見てまいりましたけれども、前耕作者が意外と荒らしておったというか、そういうところでしたので、今度砂利採取の後すごくきれいに変わると思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

ありがとうございます。

事務局長

現地調査、大変ありがとうございました。それではよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。

議案第2号、案件2番から8番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第2号、案件2番から8番の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第3号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年4月9日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

議案第3号、案件1番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

本案件は、〇〇番、〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

議 長

事務局の説明を求めます。

22ページ、8番を説明します。

所有権を移転する農地は、豊岡○○○○○○○○、地目は田、面積は○○○○○平方メートルほか田10筆、畑1筆、計12筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。

所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○、○○○○さん、74歳です。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、73歳です。

売買価格は総額○○万円で、10アールあたりに割り返しますと、約○○○○○○○○円となっております。

理由といたしまして、○○さんは体力的に自作することが難しくなりました。そこで、居住地である○○○にある農地は貸付することになりましたが、相続した当該農地は居住地から遠く、また、管理が行き届かず荒廃した状態となっており、借手が見つかりませんでした。状態が悪く、貸し借りできないため、手放したいと考えた○○さんが、当該農地の畦畔の草刈りを定期的に行ってくれていた○○さんに無償で譲りたいと申し出たところ、○○さんは少しでもいいから払いたいということで、○○○円の売買価格で決まりました。

35ページです。33番をご覧ください。

利用権を設定する農用地は、花館○○○○○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートルです。ほか田17筆、合計、田18筆、○○○○○平方メートルです。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、71歳です。利用の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、67歳です。

申請理由につきましては、契約期間満了に伴う更新であります。

設定期間については5年間、賃借料については、10アールあたり○○○○○円と近隣と比較して幾分低くなっておりませんが、面積が小さく、耕作不便な農地が多数あることからこのような金額設定となったものです。

51ページ、52ページをご覧ください。

関連がありますので、65番から68番までを一括して説明させていただきます。

まずは、65番から67番です。

65番の利用権を設定する農地は、刈和野○○○○○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○平方メートルほか田1筆。合計面積○○○○○平方メートルです。

利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんほか1名です。

66番の利用権を設定する農地は、土川○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○平方メートルほか田3筆。合計面積○○○○○平方メートルです。

利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さんです。

67番の利用権を設定する農地は、土川○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○平方メートル、1筆です。

利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

65番から67番の利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、66歳です。

次に、52ページ、68番です。

利用権を設定する農地は、土川○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○平方メートル、1筆です。利用権の設定をする方は、○○○○○○○さんです。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、73歳です。

申請理由といたしまして、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○字違いですが隣接しており、また、いずれの農地も登記地目が原野である開墾地であります。10アールあたり○○○○○円と単価が安くなっておりませんが、圃場の条件が悪いことから水稻に向かない場所が多く、また、農業をやめる方が多いことから、○○さんと○○さんが協力して数年前から一帯の農地を借受け、そばを作付しております。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いします。案件1番についてお願いします。
- 三浦委員 5番の三浦功です。
一昨日、現地調査に行っていました。5条目的ということで、私たちとしては5条の申請と同じような感覚で行って来ました。このなりゆきについて事務局のほうからご説明があったとおりでございます。
私のほうからは、特に問題ないものと思っております。よろしくをお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。
- 事務局長 現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
- 議 長 質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)
- 議 長 質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第4号の「農地法第5条目的の買受適格証明願いについて」は、申請者を適格者であると認め、併せてこの方が落札して当委員会へ農地法第5条許可申請された際、証明書交付時と事情が異なると認められないときは、次回の総会に諮ることなく、直ちに農地法第5条許可をすることに賛成の方の挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
- 議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第4号の「農地法第5条目的の買受適格証明願いについて」は、原案のとおり交付することに決定しました。
- 議 長 次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」事務局より報告願います。
- 事務局長 報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
令和3年4月9日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
- 議 長 事務局より報告願います。
- 参 与

102ページ及び103ページをご覧ください。
記載の7法人からの報告がありました。順に読み上げるところではございますが、総会時間短縮のため、省略させていただきますのでご了承ください。
詳細につきましては、104ページから127ページをご覧ください。
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長	以上、報告といたします。
議 長	<p>これで本日の議事日程は終了しました。 ここで暫時休憩いたします。 11時25分までお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(午前11時15分 休憩)</p>
議 長	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(午前11時25分 再開)</p>
議 長	「令和3年度農業関連予算について」、農林部農業振興課、杉山課長ほか担当職員の方において願っておりますので、ご説明をお願いします。
農業振興課 長	

皆様、おはようございます。4月から農業振興課長になりました杉山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずもって、皆様には日頃より農業委員の皆様、最適化推進委員の皆様には市政発展、そして何より農政の推進、こちらのほうにご理解、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。この場をお借りしまして感謝申し上げます。

本日は、私と、あと高橋参事、本年度の農業関連予算についての説明をさせていただいてまいりますので、よろしくお願ひします。

また、今度の災害、雪害によりまして、育苗ハウスなどに数多くの被害がありましたが、春作業に間に合うように計画を進められていることと存じます。

市のほうでは、3月に1億7,000万円の補正予算を上げまして、事業費5割または6割という通常の復旧補助に加えまして、市独自に一律5%のかさ上げをしまして農業者の負担軽減に努めているところでございます。

また、お手元の資料ですけれども、本市農業の進むべき新たな方向性の指針として令和3年度からの5年間企画します第4次大仙市農業振興計画を策定しております。

本日は、時間の関係もありまして説明のほうは割愛させていただきますけれども、概要版のほうをお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

さて、令和3年度当初の農業関連予算でありますけれども、概要としましては、市全体の一般会計予算が約420億円になります。うち農林水産業費が約32億円でして、例年市全体の8%ほどを占めているわけですけれども、今年は僅か6%となっております。前年より2億6,000万円減となっておりますけれども、こちらのほうは3年度に予定する圃場整備などの事業が令和2年度補正予算の事業として3億4,000万円上がっております、これは繰越しとなって今年度に執行するわけでございますけれども、国・県事業の予算が前倒しになっているという、こちらのほうが主な理由ということになっております。

それでは、お手元の資料に基づきまして、令和3年度農業関連予算のうち農業振興課の主な事業について、高橋参事のほうからご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

農業振興課、高橋と申します。よろしくお願ひします。大変失礼でございますが、座って説明させていただきます。

それでは、令和3年度大仙市一般会計予算のうち農業振興課所管分の主な事業、3事業につきまして、お手元の令和3年度農業関連予算説明書によりご説明させていただきます。

それでは、早速でございますが、1ページをご覧いただきたいと思います。

6款1項3目16事業、大豆産地化推進事業費であります。本事業につきましては、当初予算額3,

500万円で、2年度と同額を計上しています。財源内訳としては全額その他の地域振興基金繰入金となっております。

事業の目的でございますが、圃場整備の進む広範な水田の有効活用によって、土地利用型作物の大豆の生産振興を図ることで、収量、品質の向上により、農業経営の安定に資することを目的とするものでございます。

これまでの成果といたしましては、令和元年産につきましては、天候に恵まれ、10アール当たりの平均収量が207キロ、1・2等級、高品質割合は33%となっております。

なお、記載はございませんが、令和2年産につきましては、7月下旬の大雨による花落ちや、その後、日照等の影響によりまして10アール当たりの平均単収が142キロ、1・2等級、高品質割合は25%ということで、元年産と比べて実績が落ち込んだという結果でございます。

3年度事業の概要でございますが、(1)の大豆産地化推進助成金、こちらは生産に対する助成であります。3,217万7,000円を計上してございます。助成対象は、作付面積1ヘクタール以上の経営体を対象としまして、単収200キロ以上、1・2等級の品質割合が全収量の50%以上の経営体に対しまして、10アール当たり1万円以内の助成金を交付することとしております。

なお、栽培技術が確立できていない1年目、2年目の経営体につきましては、助成基準を緩和するほか、中山間地域においては平均収量に75%を乗じた収量としております。

(2)の大豆産地化推進事業につきましては、282万3,000円を計上してございまして、こちらは生産技術の定量化に向け、肥料、薬剤費に対する助成として、当該年度の平均単収以上の経営体に対しまして、面積10アール当たり2,000円以内の助成金を交付するものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

同じく64事業、担い手の農地集積推進事業費であります。本事業につきましては、当初予算額が1億2,137万2,000円、2年度に比べまして1,480万3,000円の減となっております。

財源の内訳は、全額県支出金の担い手への農地集積推進事業費となっております。

本事業は、農地中間管理機構が行う農地集積集約化に協力する農業者の支援と併せまして、中山間地等条件不利な農地を受託して耕作する経営体を支援し、農地の有効利用と農業経営の効率化を図るものであります。

令和3年度事業の概要であります。事業説明書の大きな4番というところですが、(1)の地域集積協力金は、この地域、面積にして313.2ヘクタールを見込んでございまして、6,489万6,000円を計上してございます。

(2)の経営転換協力金につきましては、5,550万1,000円を計上してございます。こちらはリタイアする農業者を中心に、貸付面積に応じた協力金の交付、200戸分を見込んでいるということでございます。

条件不利農地を担う経営体支援事業につきましては、97万6,000円を計上してございます。こちらは、中山間地等の条件不利農地を借り受けて耕作する受け手に対する支援費で、20ヘクタール分を見込むものでございます。

続いて、3ページをご覧ください。

同じく48事業、「農業と食」活性化推進事業費であります。本事業は、令和元年度末に策定いたしました農業と食に関する活性化基本構想によりまして、令和2年度から事業を開始しているものでございます。本市の活性化に向けて特に重点的に取り組むべき事業としまして、8つのアクションプランにより推進していくものでございます。

当初予算額は4,663万9,000円ということで、2年度と比べまして1,805万9,000円の増額となっております。財源は、全額地域振興基金繰入金となっております。

令和3年度事業の概要です。事業説明書の大きな4番でございます。

初めに、1の米や豆の生産における工場と加工工場の誘致につきましては、共同利用施設の再整備への支援、それから、首都圏バイヤー需要への対応といたしまして、1,701万2,000円を計上してございます。

次に、2の地域の核となる経営体の育成であります。①から③の米、豆等の土地利用型作物、それから稲作経営体、農業後継者それぞれに向けた機械を導入するに当たりましての支援と併せまして、④の大規模園芸施設整備に対する支援ということで、合わせて2,145万円を計上してございます。

続いて、3番のスマート農業の推進につきましては、農業用ドローンの導入支援、水管理システムを組み合わせた低コスト、省力化、安定生産に向けた推進費といたしまして166万3,000円。

4番の農業者の起業意欲向上と事業化の推進につきましては、農業者ビジネス塾の開講、6次産業化に係る機械施設導入や販売促進等の実施支援費といたしまして322万1,000円を計上しております。

続いて、5の冷凍加工施設の確保であります。施設整備に係る冷凍加工業者の動向調査費といたしまして21万1,000円、6の世界に向け米と酒の発信につきましては、大仙市産米で醸す日本酒の原料酒米生産支援、地域ブランド日本酒の原料無農薬栽培支援費として25万円。

続けて、7の大仙市産農産物の麴商品開発と市内飲食店での提供につきましては、麴発酵食品を使用したメニューの開発、試食会の開催費といたしまして64万1,000円をそれぞれ計上しております。

最後となりますが、8番のいぶりがっこ原料大根の生産拡大であります。いぶりがっこ用大根の生産支援と面積拡大に対する支援として219万円を計上してございます。

これら8つのアクションプランに係る取組内容、それから、並びに内訳等につきまして、次のページに添付してございます参考資料ということで、カラー刷りの資料をつけさせていただいておりますが、そちらのほうに詳しく記載してありますので、ご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単でございますが、農業関係予算のうち、農業振興課所管分の主な事業3事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたが、委員の皆さんからご質問はありませんか。

菅原委員

1番、菅原です。

今、質問ないかということで伺ったけれども、あまりないようですので、ちょっと予算説明書にはないわけですけども、若干人・農地プランについて質問したいんですが、いいですか。

実は、大仙市においては、昨年より人・農地プランの実質化の動きがありました。今年に入って2月から3月に各地域ごとの検討会が実施されたわけでありましてけれども、その検討会の内容について若干知りたいなど、今日何か資料等々あるのかなとちょっと期待したわけですけども、残念ながらありませんでしたけれども、この取組については非常に農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さんがコーディネート役として進行役や、それからアドバイザー等々の話合いの中核となって進めておられる事業でもあるわけで、今後の方向づけというか、実質化に向けた何か具体的な計画的なものがあるかどうか伺いたいと思ひまして質問させていただきました。

農業振興課

ありがとうございました。

それでは、私、高橋のほうから。委員さんおっしゃられるとおり、2月から3月にかけて、大仙市内で各地域のほうで実質化に向けた話合いということで、それぞれ開催していただいたものであります。

大仙市内のほうには今、40の人・農地プランがございますが、去る3月26日に大仙市の人・農地プランの検討委員会というものを開催いたしまして、その場で全プランについて実質化ということで承認いただいたものでございます。

その結果につきましては、今大仙市のホームページのほうで公表してございますので、ご確認いただければというふうに思います。

実質化ということでありますけれども、全地区プランの実質化になっておりますが、話し合いの場におかれましては、ここにいらっしゃる農業委員の皆様推進委員の皆様には大変ご難儀をおかけしたものであります。その実質化ということで人・農地プランは完成というものではございませんので、今後も農地の最適な促進ということが一つの土台といたしますか、そういうのが人・農地プランということであると思ひますので、今後もこれを機会に各地域のほうで、話し合いの場を開催していただきまして、最適な農地の利用促進について協議をしていただけたらと。今後も続けていただ

きたいなというのは、人・農地プランであろうと思いますので、ということで、実質化というのは、まず完了いたしました、人・農地プランを今後も、それを土台に進めていきたいというのが大事であろうということでもあります。

菅原委員

どうもありがとうございます。

今、話を伺った中では具体的な助成等が出ていないような状況でしたけれども、やはり平場地区と中山間地域とでは、非常な農業問題等々については差があるわけですね。

やはり法人化されている地域においては、これは別に批判するわけではないわけですが、いろいろな法人化されている地域でも問題はありますけれども、特に法人化されていない中山間地域の農業状態というのは非常に後継者等々、また、農地集積等々でいろいろな問題があるわけです。やはり地域に帰ってのそういう皆さんとの話合いの場、そういうものを重要視して行ってほしいと逆に私たちのほうからもお願いしたいわけで、今後低下することなくして前進してほしいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

ほかにありませんか。

田村委員。

田村委員

14番、田村です。どうぞよろしくお願ひします。

毎年、この場で、またかと言われるかもしれませんが、予算を10%まで上げてほしいというふうにも思っています。多分8%から前倒しで変わらないという設定でしたけれども、基幹産業の農業というのであれば、10%ぐらいまで上げてほしいと言っているところです。

それと、市独自の農業施策は実情にちょっとずつ合ってきて、まだまだあるんですけども、よくなっているかなというふうには感じております。

それで、もう一つお願ひは、これは大仙市の農業を見ると、集落営農とか、それから集落営農型法人というのはいっぱいあるなというのは特徴的なところだというふうにも思います。そうすると、いろんなポイント制があるんでしょうけれども、集積率をちゃんと入れてほしいというふうにも思います。例えば集落の半分を集積しているような法人とか集落営農が、それがもしこの後、担い手が不足してやれなくなったときに、これは大変なところだろうというふうにも思いますので、集積率の高いところでちゃんと支援するというふうにしてほしいなというふうにも思います。

あとは、この内容は農業委員会とほとんど我々の活動とダブっているところがほとんどなので、定期的に付き合いがあったらいいなというふうにも思っています。どうかよろしくお願ひします。

以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、予算の説明についてはこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

ここで農林部農業振興課杉山課長及び高橋参事が退席します。

(杉山課長及び高橋参事退席)

議 長

次に、令和2年度の業務報告並びに令和3年度事業計画(案)及び予算について、事務局より説明願ひします。

参 与

それでは、私のほうからご説明いたします。

お配りしてあります資料、令和2年度業務報告、令和3年度事業計画（案）、令和3年度予算、これらの資料についてご説明していきたいと思っております。

まず、1ページから5ページですが、これは令和2年度の業務報告です。こちらは総会の際にも業務報告しておりますが、それをまとめたものでございます。

その中から主なものについてご報告いたします。

まず1ページですが、4月6日、第1回の役員会を開催しております。案件は、令和元年度の業務報告と令和2年度の事業計画案、予算等についてご協議いただいております。

2ページに行きまして、7月31日、第1回の総会が市長招集の下、開催されました。また、昨年は改選がありましたので、この期から新しい委員、推進委員の体制がスタートいたしました。

8月26日、秋田県農業会議主催の令和2年度市町村農業委員会地区別研修会が横手市市民会館で開催され、委員15名、推進委員25名が参加しております。

8月31日、9月9日、それぞれ広報専門委員会が開催され、農業委員会だより19号の内容等についてご協議いただいております。

3ページに行きまして、11月2日、秋田県農業委員会大会が横手市で開催され、委員21名、推進委員8名が参加しております。

4ページから5ページですが、1月15日、2月19日、3月10日、それぞれ広報専門委員会が開催され、農業委員会だより20号の内容等についてご協議いただいております。

2月18日、農政専門委員会と農地専門委員会が開催されております。農政専門委員会では、令和3年度大仙市農作業標準賃金料金についてご協議いただいております。また、農地専門委員会では、大仙市農業委員会農地賃借情報等をご協議いただいております。

3月30日、第10回農業委員会総会を開催し、人事案件についてご協議いただいております。

続きまして、令和3年度事業計画案についてご説明いたします。6ページから8ページをご覧ください。

こちらにつきましては、昨年度と大きな違いはございません。ただ、1か所文言を修正したところがございます。修正した箇所は6ページの10行目から11行目です。ちょうど網かけしている部分ですが、昨年度は本年7月31日、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選に伴い、引き続きという文言を使用しておりましたが、令和3年度は、令和2年7月に農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選が行われ、新体制となったが、今年度も従来どおりという文言に修正いたしました。

その他の項目につきましては、昨年度と同様でございます。

ただ、8ページの5番、委員研修の実施につきましては昨年度と同様としておりますが、現在も新型コロナウイルスの蔓延が心配されているところですので、今後の状況によっては変更、中止もあり得ることをご了解願います。

その他の研修等につきましても同様となります。

続きまして、9ページ、令和3年度業務予定案についてですが、現在、秋田県農業会議で把握しているものでは、昨年度の実績状況等を基に掲載しておりますので参考にしてみてください。

続いて、10ページ、令和3年度農業委員会歳入歳出についてですが、今年度の予算は4,808万9,000円で、1,773万9,000円の減となっております。

歳入につきましては、農林水産業費県補助金で1,903万6,000円の減、同じく農林水産業費委託事業収入で20万1,000円の減などが主なものでございます。

歳出につきましては、農業委員会事務費が44万5,000円の減となっております。また、機構集積支援事業費につきましても6万9,000円の減、農地情報管理システム支援事業費で53万9,000円の減、農地利用最適化交付金事業で1,664万円の減、秋田県農業会議等負担金で4万6,000円の減となっております。

その他の項目につきましては、昨年度と同様でございます。

なお、令和2年度の決算につきましては、来月以降報告させていただきたいと思っております。

以上、業務報告から令和3年度の予算までご説明いたしました。

私のほうからは以上です。

議長 　　ただいま事務局より令和2年度の業務報告並びに令和3年度の事業計画（案）及び予算について説明がありました。これについてご質問、ご意見等はございませんでしょうか。
（なしの声）

議長 　　ないようですので、令和2年度の業務報告並びに令和3年度の事業計画（案）、予算については、このように決定させていただきます。
これで本日の日程は全て終了しました。
その他、事務局のほうから何かありませんか。

事務局 　　私のほうから幾つかご説明がございます。
まず、タブレット端末の導入についてですが、先日、総会でタブレット端末を導入してみたらどうでしょうかという提案がございましたが、この点につきましては、予算的な問題もございますので、今すぐ導入することは困難であると思われまます。
ただ、今後も検討を継続していきたいと考えております。
次に、農政に関する市当局との意見交換会の実施についてですが、以前、農政に関する様々な事柄について市当局と話し合いの場を設けたほうが良いのではないかという意見がございました。そこで、この件につきまして、先日役員会で協議していただいた結果、市当局との意見交換会は実施せず、毎年行われる秋田県農業委員会大会へ要望書ないし意見書を提出するというように決定いたしました。
次に、農地利用最適化交付金関連についてですが、4月から新年度になりましたので、大仙市農業委員会活動実績報告書の用紙を12枚、1年分ですけれどもそれぞれ皆様へお配りしておりますので、ご利用いただきたいと思います。
なお、提出書類の内容や記載量を書いた用紙もお配りしておりますので、参考にしてみてください。
報告書の提出は任意ですが、せっかく交付金制度というのがございますので、できるだけ提出するようにお願いいたします。
以上です。

事務局 　　続きまして、皆さんにお配りしております地域別案件処理調書の内容についてご説明いたします。
集計期間は、令和2年4月から令和3年の3月まででございます。各地区に集計している点数、プレス、面積は案件を処理した事務局及び分室ごとになっておりますので、実際の農地のある場所とは異なる場合がございますので、ご承知おきください。
次に、各地区で去年より数字の上がりしましたものについては、調書のとおり説明でございます。毎年、最後のページのほう、A3、これを毎年皆様にお配りしておりましたが、昨年、足達委員からもっと簡略化したものが欲しいということでしたので、これをただまとめたものをA4で1枚添付しておりますので、中身は同じものでございますので、ご了承ください。
次に、前回総会の際に足達委員からありました強化法による契約に印鑑は必要ですけれども省略できないかということですが、それに対しまして、この農業委員会で必要な書類の添付書類というのをお配りました。これが窓口を設置しているものと若干内容違いますけれども、裏に押印の見直しについて説明させていただいております。
内容ですけれども、農地六法の中で申請者の氏名を自署する場合には押印を省略することができますとあります。省略することができるということは不要であるということとは違います。内閣府の押印見直しマニュアルでは、契約書は押印を存続するものということになっております。農業委員会が受け取る申請行為の中で農地法第3条の申請書、これは自署があれば押印を省略することができるものになっております。
ただし、賃貸借、使用貸借は契約書を別紙につくりますので、これは押印が必要な

ものになります。結局3条で貸し借りする、使用貸借する場合は判こが必要です。常に4条申請、5条申請は、押印は省略することにも可能ではございます。

次に、強化法で売買する場合、売主の方は嘱託登記の承諾書に実印、印鑑証明書も必要ですのでこの場合も押印が必要ですが、土地改良区への資格得喪通知が押印不要とまだなっておりませんので、貸借の更新以外は押印が必要と思われます。

改良区での押印については指示や通知がまだございませんので、この指示があるまでは今までと同じとこちらのほうでは考えております。

ただ、押印を省略する場合、本人確認のために身分証明書の提示をお願いすることがございます。また、今までの判この捨て印の代わりに全ページへ欄外に氏名を自署していただく行為も必要になってまいりますので、そこもお含みおきいただきますようお願いいたしますので、判こがなくても申請を受け入れることもできますけれども、その欄外に全て自署でのお名前の記入が必要になりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

また、最後、売買は、判こ、結局登記嘱託ということで法務局に提出するものがございしますので必要です。よろしく願いいたします。

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、以上をもちまして第11回大仙市農業委員総会を閉会します。
本日はご苦労さまでした。

(12時03分 閉会)